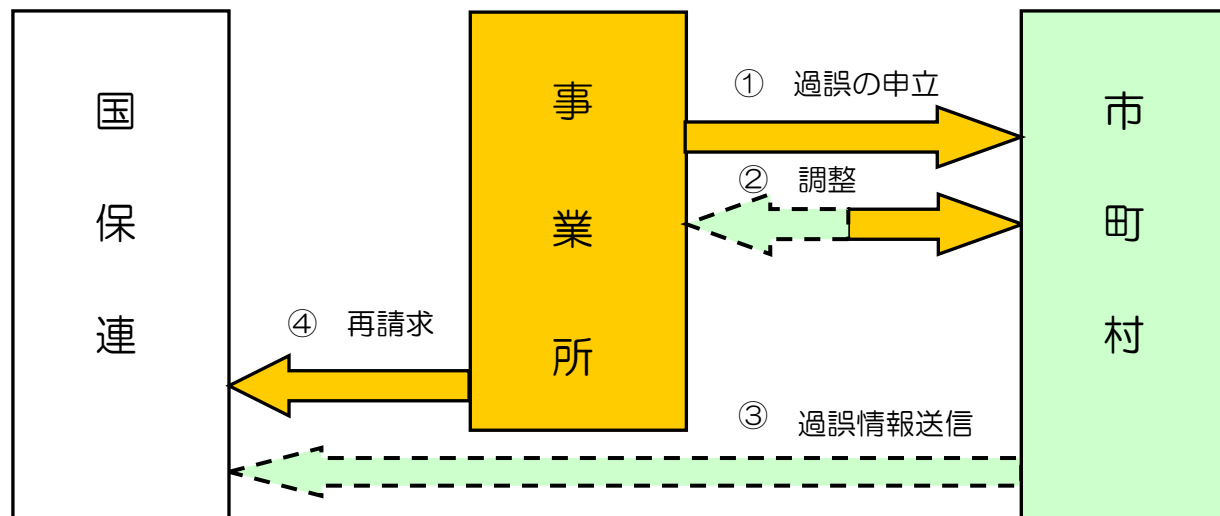


障がい福祉サービスにおける過誤（請求取り下げ）の流れ



①支払が確定した請求明細書に誤りが判明した場合、事業所は市へ過誤（請求取り下げ）を申立てます。

②再請求を行う月等を調整します。

（豊田市では事業所からの「④再請求」のタイミングを、市の「③過誤情報送信」と同月でお願いしています。この場合、過誤で再請求した給付費は相殺されます。（別紙参照）

③市は、過誤の依頼があった事業所から、再請求があることを国保連へ連絡します。

④事業所は②で調整した再請求を行う月に、当月分の請求と合わせて、国保連へ請求を行います。

国保連は、前回の支払確定額を取下げ（マイナス計上）した後、過誤で再請求した給付費を計上します（相殺処理）。

市の過誤情報送信と事業所の再請求を同月で過誤調整する場合

例：平成24年8月処理

当月請求	平成24年7月サービス提供分	30,000円 (全体)
過誤請求	平成24年4月サービス提供分	13,000円
支払済	平成24年4月提供分	14,500円

市は事業所からの過誤申立に基づき、連合会へ過誤情報を送信します (8月10日までに)。

市
平成24年4月サービス提供分
△ 14,500円
(すでに支払済の額)

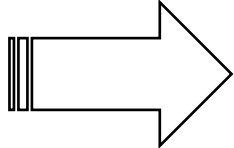
請求が取り下げられるため、支払済額がマイナスとなります。

事業所
再請求明細書・実績記録票等
平成24年4月サービス提供分
13,000円

国保連へ請求データを送信します (8月10日までに)。

+

事業所
請求明細書・実績記録票等
平成24年7月サービス提供分
30,000円 (全体)



《留意事項》

- ・過誤調整は明細書単位で行います。1つの明細書で複数のサービスがあった場合でも、すべてのサービスが過誤の対象となります。
- ・同月で処理する場合は、必ず市へ連絡調整をお願いします。市の過誤情報と事業所からの再請求のタイミングが合わないと連合会審査で重複エラーとなります。

市→事業所

すでに支払済	△14,500円
再請求明細書	13,000円
請求明細書	30,000円
支払われる給付費の総額	28,500円

同月で処理されるため、給付費が相殺処理されます。